

# 施 設 工 事 積 算 基 準

( 営 繕 編 )

2 0 2 6 年 度

阪神高速道路株式会社

I	施設工事積算基準（営繕編）	
	第1編 施設工事積算基準	
	第1章 施設工事積算基準	I -1-1-1
	第2章 施設工事共通費積算基準	I -1-2-1
	第3章 施設工事共通費積算基準の運用	I -1-3-1
	第4章 施設工事における工事価格	I -1-4-1
	第5章 落札率の適用、随意契約における調整について	I -1-5-1
II	施設工事標準単価積算基準（営繕編）	
	第1編 総則	
	第1章 総則	II -1-1-1
	第2章 総則の運用	II -1-2-1
	第2編 建築工事	
	第1章 新営工事	II -2-1-1
	第2章 改修工事	II -2-2-1
	第3編 電気設備工事	
	第1章 新営工事	II -3-1-1
	第2章 改修工事	II -3-2-1
	第4編 機械設備工事	
	第1章 新営工事	II -4-1-1
	第2章 改修工事	II -4-2-1
	第5編 昇降機設備工事	
	第1章 新営工事	II -5-1-1
	第2章 改修工事	II -5-2-1

# I 施設工事積算基準(営繕編)

# 第 1 編 施設工事積算基準

## 第1編 施設工事積算基準

## 第1章 施設工事積算基準

- 1.1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-1
- 1.2 工事費の種別及び区分・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-1
- 1.3 工事費の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-1
- 1.4 直接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-2
  - 1.4.1 算定の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-2
  - 1.4.2 単価及び価格・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-2
  - 1.4.3 数量・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-2
- 1.5 共通費・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-2
  - 1.5.1 共通仮設費・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-2
  - 1.5.2 現場管理費・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-3
  - 1.5.3 一般管理費等・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-3
- 1.6 消費税等相当額・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-3
- 1.7 設計変更における工事費・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-1-3

## 第2章 施設工事共通費積算基準

- 2.1 共通費の区分と内容・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-2-1
- 2.2 共通仮設費の算定・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-2-4
- 2.3 現場管理費の算定・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-2-7
- 2.4 一般管理費等の算定・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-2-8

## 第3章 施設工事共通費積算基準の運用

- 3.1 工事費・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-3-1
  - 3.1.1 数値の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1-3-1
  - 3.1.2 新たな追加の工事費等の取扱い・・・・・・・・ I-1-3-1
  - 3.1.3 工事の一時中止に伴う増加費用・・・・・・・・ I-1-3-2

---

3.2	共通費	I-1-3-5
3.2.1	共通事項	I-1-3-5
3.2.2	共通仮設費	I-1-3-10
3.2.3	現場管理費	I-1-3-17
3.2.4	一般管理費等	I-1-3-19
第4章	施設工事における工事価格	
4.1	工事費の構成	I-1-4-1
4.2	純工事費	I-1-4-2
4.2.1	一般工事の場合	I-1-4-2
4.2.2	材料費	I-1-4-2
4.2.3	労務費	I-1-4-2
4.2.4	直接経費	I-1-4-5
第5章	落札率の適用、随意契約における調整について	
5.1	随意契約（以下「随契」という）に付する工事の場合	
	.....	I-1-5-1
5.2	変更設計の場合	I-1-5-2

# 第 1 章 施設工事積算基準

### 1.1 目的

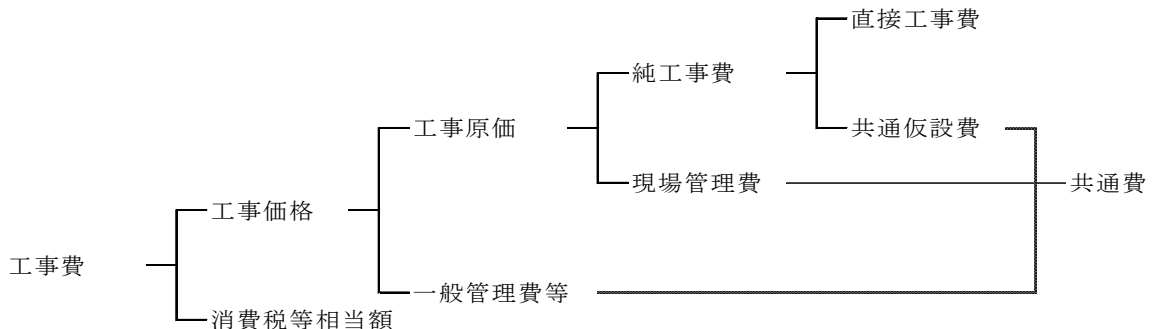
この基準は、阪神高速道路株式会社の発注する施設工事を請負施工に付す場合において、契約制限価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

### 1.2 工事費の種別及び区分

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

### 1.3 工事費の構成

工事費の構成は、次のとおりとする。



## 1.4 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

### 1.4.1 算定の方法

算定の方法は、次の(1)から(3)による。

- (1) 材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。
- (2) 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。
- (3) (1)又は(2)によりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

### 1.4.2 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「Ⅱ 施設工事標準単価積算基準(営繕編)」による。

### 1.4.3 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）による。

## 1.5 共通費

共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「第2章 施設工事共通費積算基準」の定めによる。

### 1.5.1 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

### 1.5.2 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

### 1.5.3 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

## 1.6 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

## 1.7 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

## 第 2 章 施設工事共通費積算基準

## 2.1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表 2.1-1、表 2.1-2 並びに表 2.1-3 及び表 2.1-4 の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表 2.1-1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表 2.1-2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集及び解散に要する費用</li> <li>・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</li> <li>・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用</li> <li>・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用</li> <li>・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</li> <li>・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</li> </ul>
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額</li> <li>・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額</li> </ul>
建設業退職金共済契約に係る掛金	建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、O A 機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表 2.1-3 一般管理費等

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給与手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表 2.1-4 付加利益等

法人税，都道府県民税，市町村民税等（表 2.1-3 の租税公課に含むものを除く）

株主配当金

役員賞与（損金算入分を除く）

内部留保金

支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

## 2.2 共通仮設費の算定

2.2.1 共通仮設費は、表 2.1-1 の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。

2.2.2 共通仮設費率は、表 2.4-1 から表 2.4-7 によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

2.2.3 当該共通仮設費率に含まれる内容は表 2.2-1 及び表 2.2-2 とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。

- ・現場環境改善費
- ・工事場所以外の屋外整理清掃費
- ・新たな施策等の試行による特別な費用

表 2.2-1 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用 工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器、雑機械器具に要する費用
そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表 2.2-2 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

2.2.4 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

2.2.5 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

## 2.3 現場管理費の算定

2.3.1 現場管理費は、表 2.1-2 の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。

2.3.2 現場管理費率は、表 2.4-8 から表 2.4-14 によるものとする。

なお、現場仮設費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。

2.3.3 現場管理費率に含まれる内容は、表 2.1-2 による。

2.3.4 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

2.3.5 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

## 2.4 一般管理費等の算定

- 2.4.1 一般管理費等は、表 2.1-3 及び表 2.1-4 の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。
- 2.4.2 一般管理費等率は、表 2.4-15 による。
- 2.4.3 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。
- 2.4.4 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

表 2.4-1 共通仮設費率（新営建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) $K_r$ : 共通仮設費率(%) (注4) $P$ : 直接工事費(千円) $T$ : 工期(か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。 $e$ は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $P$ が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq P \leq 5,000,000(\text{千円})$ (注4) $K_r$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-2 共通仮設費率（改修建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3) $K_r$ : 共通仮設費率(%) (注4) $P$ : 直接工事費(千円) $T$ : 工期(か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。 $e$ は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $P$ が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq P \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注4) $K_r$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-3 共通仮設費率（新営電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3) $K_r$ : 共通仮設費率(%) (注4) $P$ : 直接工事費(千円) $T$ : 工期(か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。 $e$ は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $P$ が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq P \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注4) $K_r$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-4 共通仮設費率（改修電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率(%) (注4) P : 直接工事費(千円) T : 工期(か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq P \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-5 共通仮設費率（新営機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率(%) (注4) P : 直接工事費(千円) T : 工期(か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq P \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-6 共通仮設費率（改修機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率(%) (注4) P : 直接工事費(千円) T : 工期(か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq P \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-7 共通仮設費率（昇降機設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ (注2・3) $K_r$ : 共通仮設費率(%) (注4) $P$ : 直接工事費(千円)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $P$ が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $5,000(\text{千円}) \leq P \leq 500,000(\text{千円})$ (注4) $K_r$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-8 現場管理費率（新営建築工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)$ (注2・3) $J_o$ : 現場管理費率(%) (注4) $N_p$ : 純工事費(千円) $T$ : 工期(か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 5,000,000(\text{千円})$ (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-9 現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T)$ (注2・3) $J_o$ : 現場管理費率(%) (注4) $N_p$ : 純工事費(千円) $T$ : 工期(か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-10 現場管理費率（新営電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$ (注2・3) $J_o$ : 現場管理費率(%) (注4) $N_p$ : 純工事費(千円) $T$ : 工期(か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-11 現場管理費率（改修電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T)$ (注2・3) $J_o$ : 現場管理費率(%) (注4) $N_p$ : 純工事費(千円) $T$ : 工期(か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-12 現場管理費率（新営機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T)$ (注2・3) $J_o$ : 現場管理費率(%) (注4) $N_p$ : 純工事費(千円) $T$ : 工期(か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\ )}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) $N_p$ が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注4) $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

表 2.4-13 現場管理費率（改修機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T)$ (注2・3) $J_o$ : 現場管理費率(%) (注4) $N_p$ : 純工事費(千円) $T$ : 工期(か月)
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) <math>\text{Exp}()</math>は、指数関数 <math>e^{(\ )}</math>を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) <math>N_p</math>が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。  <math>3,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})</math></p> <p>(注4) <math>J_o</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

表 2.4-14 現場管理費率（昇降機設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p)$ (注2・3) $J_o$ : 現場管理費率(%) (注4) $N_p$ : 純工事費(千円)
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) <math>\text{Exp}()</math>は、指数関数 <math>e^{(\ )}</math>を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。</p> <p>(注3) <math>N_p</math>が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。  <math>5,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 500,000(\text{千円})</math></p> <p>(注4) <math>J_o</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

表 2.4-15 一般管理費率（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、  
昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	20.11%	一般管理費等率算定式により算定された率	9.34%
<p>算定式</p> $G_p = 32.597 - 3.591 \times \log_{10}(C_p)$ <p>ただし、<math>G_p</math> : 一般管理費等率(%)  <math>C_p</math> : 工事原価(千円)</p> <p>注1. <math>G_p</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>			

# 第3章 施設工事共通費積算基準 の運用

### 3.1 工事費

#### 3.1.1 数値の取扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように調整する。

#### 3.1.2 新たな追加の工事等の取扱い

- (1) 以下の場合の費用には「当初、請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。

##### ① 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下のイ. からホ. の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

イ. とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）

ロ. 地盤改良

ハ. 土壌汚染処理

ニ. 石綿含有吹付材及び保温材等の処理

ホ. 上記イ. からニ. に伴う発生材処理

##### ② 公共料金等

以下のイ. からホ. を追加する場合の費用。

イ. 現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

ロ. 仮設建築物の行政手数料

ハ. 浄化槽の行政手数料

ニ. 昇降機の行政手数料

ホ. 水道の負担金（敷地内）

- (2) (1)①の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。
- (3) (1)②の公共料金等を新たに追加する場合は、これらの費用の共通費は算定せず、工事費に加算する。

### 3.1.3 工事の一時中止に伴う増加費用

- (1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。
- (2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。
- (3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。
- ① 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

#### イ. 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。

## ロ．工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

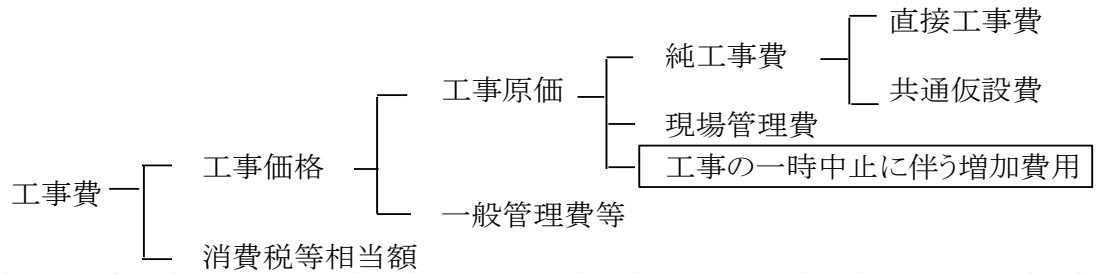
## ハ．工事再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

- ② 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。
- ③ 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における増加経費は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。
- (4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。

## (5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



## 3.2 共通費

### 3.2.1 共通事項

#### (1) 共通費算定に関する数値の取扱い

##### ① 率による算定

第2章 施設工事共通費積算基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

##### ② 積み上げによる算定

積み上げによる算定は、Ⅱ施設工事標準単価積算 第1章総則 第2章総則の運用 2.1.1 単価及び価格に関する数値の取扱いに準ずる。

##### ③ 一般管理費等

イ. 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。

ロ. 設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

#### (2) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

##### ① 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対

する一般管理費等率により算定する。

- ② 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。
- (3) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定
- ① 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。
    - イ. 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
    - ロ. 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
    - ハ. 一般管理費等は、それぞれの工事種別ごとの工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。
  - ② 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。
  - ③ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があつた場合においても、原則として変更しない。

## (4) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

① 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ．共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ．現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ．一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

② 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

## (5) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

## (6) とりこわし工事の取扱い

とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、建築物を解体する工事をいう。

建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。

## (7) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

- ・とりこわし工事
- ・特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事
- ・造園工事
- ・舗装工事
- ・さく井設備工事、等

## (8) 指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

## (9) 設計変更における共通費の算定

① 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

- ロ．現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
- ハ．一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。
- ② 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

## 3.2.2 共通仮設費

## (1) 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

## (2) 共通仮設費の算定方法

- ① 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

## イ. 共通仮設費率による算定

## (イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

a. 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に表示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

b. 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

## (ロ) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において、共通費基準 2.2.3 表 2.2-1 に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（ $K_r$ ）に以下の補正值を乗じる。

直接 工事費	1000 万円 未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を 超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988
Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表における P：直接工事費(千円) 注1) 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする 注2) 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK <sub>r</sub> に乘じる。			

(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(ニ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

(ホ) 直接工事費が共通費基準 表 2.4(注3)で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(ヘ) 共通仮設費率の留意事項

a. 道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第39条において、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。

b. 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。

- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

- c. 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費
  - ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）
  - ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用）

ロ. 積み上げによる算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 準備費

敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用

(ロ) 仮設建物費

- a. 宿舍、設計図書による現場環境改善費用
- b. 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督員事務所）、備品等の費用
- c. 築工事における、監理事務所（監督員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

(ニ) 環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(ホ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(ヘ) 屋外整理清掃費

除雪に要する費用

(ト) 機械器具費

a. 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表 3.2-1～表 3.2-5 を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

- (共通事項) 1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
2. RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
3.  $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$  (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。)
4.  $N = \text{階数}$
5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
7. 階数が2階以下かつ建築面積が250 m<sup>2</sup>未満の場合は、規格を16 t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
9. 表 3.2-1～3.2-5 の存置日数には回送等に要する日数を含む。

表 3.2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	

5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	
---	------	------------------------	--

表 3.2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
B1	25 t	$9.5 \times A$	

表 3.2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数			備考
		100 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> 未	
P1	25 t	4	5	6	1階当たりの面積

表 3.2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	16 t	$2.3 \times A$	
2	16 t	$5.4 \times A$	
3	16 t	$8.5 \times A$	
4	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000 m <sup>2</sup> ごとに1台
5	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000 m <sup>2</sup> ごとに1台

表 3.2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
B1	16 t	$6.4 \times A$	

## b. 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。

## (チ) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他の情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

## (リ) 試験費等

- a. 建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・P C B含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（C B R）試験
- ・現場C B R試験
- ・放射線透過試験
- ・上記に類する各種試験費等

- b. 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・P C B含有調査
- ・放射線透過試験
- ・テレビ電波障害調査（事前・中間・事後）
- ・迷走電流測定調査
- ・上記に類する各種試験費等

- (ヌ) 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）

② 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

## 3.2.3 現場管理費

## (1) 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

## (2) 現場管理費の算定方法

- ① 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

## イ. 現場管理費率による算定

## (イ) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）

a. 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に表示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までに日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。

b. 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

## (ロ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

## (ハ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

- (ニ) 純工事費が共通費基準 表 2.4(注 3)で定める範囲を外れる場合原則として算定式により算定された率を採用する。

## (ホ) 現場管理費率の留意事項

現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

a. 本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。

- ・検査、試験の支援に要する費用
- ・施工図作成の支援に要する費用
- ・その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用

b. 各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。

- ・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
- ・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

## ロ. 積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

- ・要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

## ② 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

## ③ 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の 2% を現場管理費に加算する。

ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

## 3.2.4 一般管理費等

## (1) 一般管理費等の算定方法

## ① 前払金支出割合による補正

前払い金の支出割合に対する補正は、表 3.2-9 による。

表 3.2-6 一般管理費等率の補正值

工事種別（A・Bタイプ）	補正值
A：前払40%の工事	$G_p \times 1.00$
B：前払なしの工事	$G_p \times 1.05$

◎運用にあたっては上記の工事（A・B）より選択し、「 $G_p$ 」に各補正值を乗じる。補正值を乗じた値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

## ② 契約保証費について

2.4.1 による契約保証費については、工事原価に表 3.2-7 による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理等費等に加算する。

表 3.2-7 契約保証費率  $\varepsilon$  (%)

	契約保証費率 (%)
発注者が金銭的保証を必要とする工事の場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0.04
発注者が金銭的保証を必要としない工事の場合 注)	補正しない

注) 単価契約の場合（維持修繕等）  
1000 万以下の工事価格の場合  
委託工事

## ③ 設計変更の取扱い

イ. 契約保証費を変更する場合

(イ) 設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し 2 倍以上の増額変更時。

(ロ) 設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し減額の場合。

ロ. 契約保証費を変更しない場合

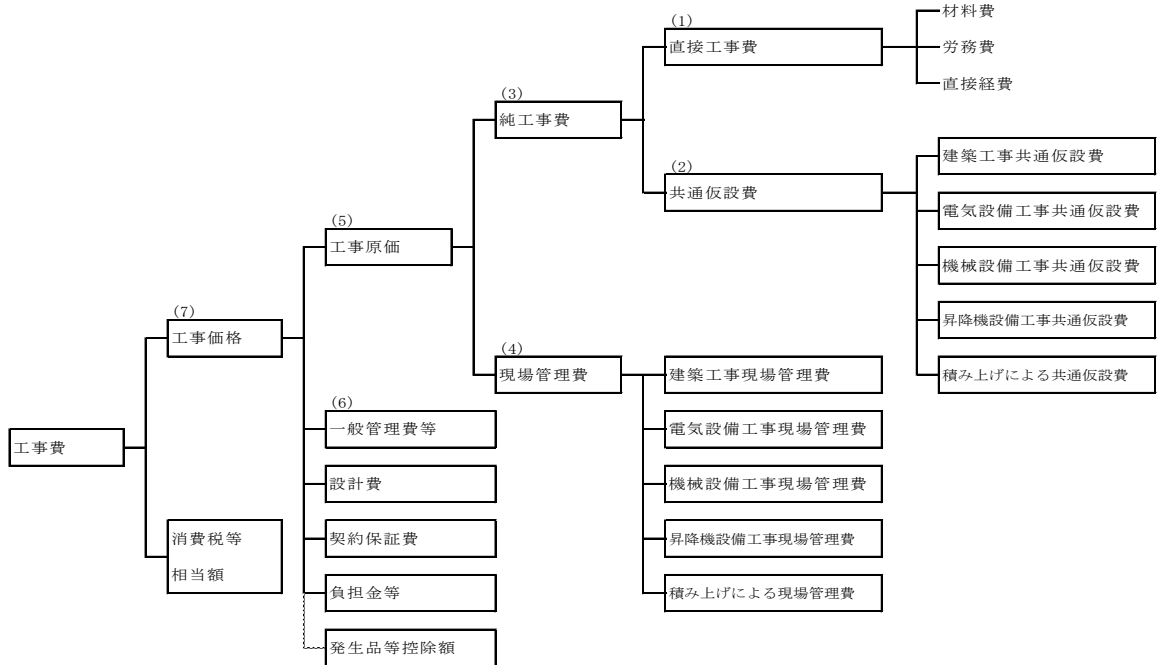
(イ) 設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し 2 倍未満の増額変更時。

(ロ) 工期延期・短縮。

(ハ) 最終変更時。

## 第4章 施設工事における工事価格

4.1 工事費の構成



(注) 1. 直接工事費(1)：(1)には下記に示す(8)が含み、(9)は含まない。

(8)：(8)とはリース料（仮設庁舎等）、建設発生土処分費及びとりこわし発生材処分費等であり、一般管理費のみ算定の対象とする。

(9)：(9)とは支給材料費等であり、現場管理費のみ算定の対象とする。

2. 設計費：設計費については、基本的には工事に含めないものとするが、やむを得ず工事に含める場合は本社積算基準担当と打合せすること。

## 4.2 純工事費

### 4.2.1 一般工事の場合

材料費・労務費・直接経費及び共通仮設費を純工事費と呼ぶ。

### 4.2.2 材料費

材料費は、工事用材料の費用である。

### 4.2.3 労務費

#### (1) 一般事項

労務費は工事を施工するために必要な労務の費用でその算出は下記による。

#### (2) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件、工事規模等を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛により算定する。

#### (3) 労働者職種の定義

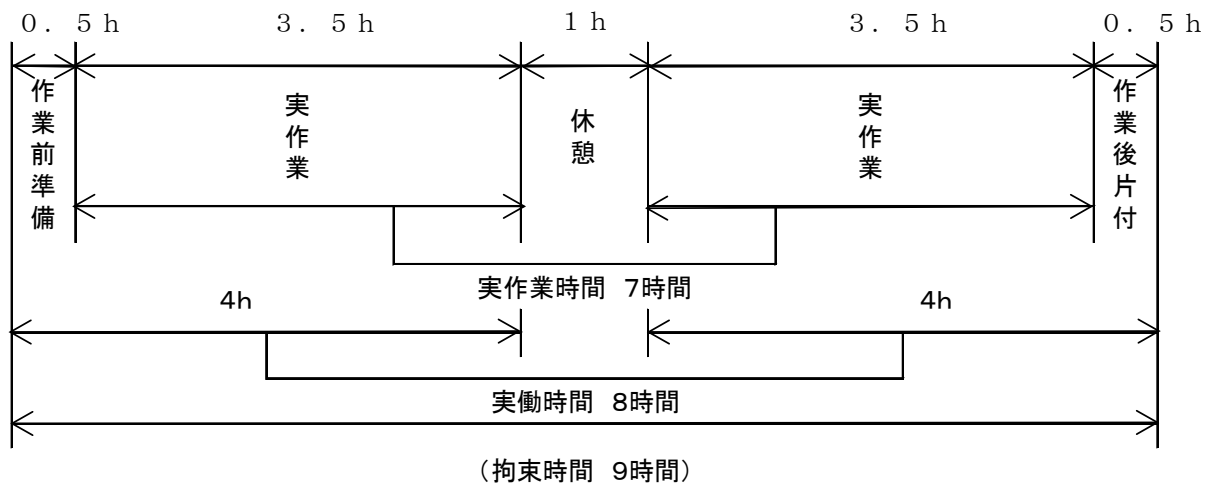
労働者の職種の定義と作業内容及び職種区分は、「土木工事標準積算基準」による。

#### (4) 労務賃金

- ① 労働賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給については「公共工事設計労務単価（毎年改正）」等を使用する。基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算する。
- ② 労働者の拘束時間とは労働者が現場で消費する、準備・後片付け・休憩等を含む労働時間であり、原則として9時間とする。

- ③ 労働者の実働時間とは労働者に支払う賃金対象時間をいい、拘束時間から休憩時間を控除した労働時間であり、原則として8時間とする。（所定労働時間）
- ④ 労働者の実作業時間とは現場で実際労働する時間即ち労働者の実働時間から作業前後に消費する準備・後片付け等の1時間を控除した労働時間であり、原則として7時間とする。
- ⑤ 労務賃金は工事施工場所における地区単価とする。

なお、単価の適用地区が複数存在する場合は、主たる単価地区（金額に占める割合が高い地区）を適用することができるものとする。ただし、「主たる地区の単価による積算額」と「各地区の単価による積算額」が大差ないことが前提であるので、適用にあたっては注意すること。



(5) 労働者の作業時間帯

- ① 昼間作業とは、主として通常勤務すべき時間帯（8時～17時）で行う作業をいう。
- ② 夜間作業とは、主として20時～6時の時間帯で行う作業をいい、関係官公署より指定された場合、又は現場条件により夜間でしか作業できない場合に適用する。
- ③ 昼夜連続作業とは、8時～翌8時の中で、昼夜兼行で連続的に行う作業をいう。

## (6) 作業時間における休憩時間

- ① 休憩は所定労働時間（実働時間 8 時間）の場合 1 時間とする。
- ② 所定労働時間を超える場合の休憩は 4 時間を越えるごとに 30 分とする。

## (7) 労務賃金の補正

## ① 時間外による補正

イ. 所定労働時間を超え、深夜時間（22時～5時）にかかる部分は、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

基準額：公共工事設計労務単価（所定労働時間内8時間当り）

ロ. イ. 以外の所定労働時間を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

※ 1ヶ月60時間を超える時間外労務を工事の契約条件とする場合は、「労働基準法の一部を改正する法律」（平成20年法律第89号、平成22年4月1日施行）に基づき、60時間を超える時間は、1.5を乗ずる。

## ② 交替制の補正

2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8時間）＋休憩時間（1時間）内は、基準額とする。

その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算する。

ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

## ③ 作業時間帯による補正

(5)②により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を計画する場合は、次による。

イ. 所定労働時間内で17時～20時及び、6時～8時にかかる時間帯は、基準額とする。

ロ. 所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は、基準額に1.5を乗ずる。

ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の①による

<参考>所定労働時間（8時間）の場合

作業時間帯	労務費
昼間作業	P
夜間作業	1.5P

備考－1. P：基準額（公共工事設計労務単価）

## ④ 休日作業の労務単価

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。その内深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

法定休日とは、使用者の定める週一回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。

## 4.2.4 直接経費

通常、積算上取扱う直接経費は、施工に直接必要とする経費で、次のとおりとする。

## (1) 特許使用料

工事費の積算において必要な特許使用料の算定については次のとおりとする。

ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

## ① 特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法、試験法、製造法並びに特許権、実用新案件および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、且つ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

## ② 特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

## ③ 特許使用料の算出

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等が有する特許権の特分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。なお、特許権、実用新案件及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので注意すること。

## (2) 機械経費

工事を施工するのに必要な機械の使用に要する費用である。

## 第5章 落札率の適用、随意契約 における調整について

## I 施設工事積算基準（営繕編）落札率の適用、随意契約における調整について

---

### 5.1 随意契約（以下「随契」という）に付する工事の場合

5.1.1 随契に付する工事（以下「随契工事」という）の当初設計書は、一般管理費等の調整を行わない単独発注工事として作成する。（当初設計書上での調整は行わない）

5.1.2 随契工事の当初発注においては「工事契約制限価格下調算定額」は、原則として、以下の調整等を行い算出した「調整後の工事価格」に、既契約工事の落札率（「当初見積額」を「当初設計額」で除した率）を乗じて算定する。

5.1.3 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下「諸経費」という）の調整は次のとおりとする。

$$\text{随契工事の諸経費}(P) = (A + B) \times \alpha - A \times \beta$$

A：既契約工事の各対象額

B：随契工事の各対象額

$\alpha$ ：(A + B)に対応する主たる工種の随契工事発注時点の各乗率

$\beta$ ：Aに対応する主たる工種の随契工事発注時点の各乗率

5.1.4 諸経費以外の費用についての調整は次のとおりとする。

- (1) 仮設及び共通仮設費の積上げ項目で共用できるものは、その部分を調整する。
- (2) 仮設で工事規模による乗率等で積算されているものは、内容を考慮し、必要に応じて調整する。

5.1.5 随契工事の発注時点で既契約工事が既に完了している場合は、原則として調整しない。

ただし、1件工事で中間工期を設けて一部しゅん工している既契約工事に随契する場合は、その工事の一部しゅん工分を含む全額を対象に調整する。

## I 施設工事積算基準（営繕編）落札率の適用、随意契約における調整について

---

### 5.1.6 既に2件以上の工事を施工している業者に随契する工事の調整

随契工事の発注する時点で既契約工事の工期が重複又は、継続する工事を対象に調整する。

## 5.2 変更設計の場合

5.2.1 変更設計書は原則として、一般管理費等の調整を行わない単独工事として作成する。

5.2.2 変更設計における設計付属資料は、5.2.1により算出した「工事価格」に、原則として落札率（「当初見積額」を「当初設計額」で除した率）を乗じて算定する。

- 備考－ 1. 落札率は、小数点以下第5位を切捨て第4位止めとする。
- － 2. 随契工事の場合の当初設計額とは、単独発注工事として作成した設計額をいう。

## Ⅱ 施設工事標準単価積算基準(営繕編)

# 第 1 編 総則

## 第1編 総則

## 第1章 総則

1.1	総則	Ⅱ-1-1-1
1.1.1	基本的事項	Ⅱ-1-1-1
1.1.2	単価及び価格の算定	Ⅱ-1-1-1
1.1.3	歩掛り	Ⅱ-1-1-3
1.1.4	単価及び価格の適用	Ⅱ-1-1-4

## 第2章 総則の運用

2.1	単価、価格等	Ⅱ-1-2-1
2.1.1	単価及び価格に関する数値の取扱い	Ⅱ-1-2-1
2.1.2	材料価格等	Ⅱ-1-2-2
2.1.3	歩掛り	Ⅱ-1-2-2
2.1.4	専門工事業者等の諸経費の率	Ⅱ-1-2-2
2.1.5	市場単価	Ⅱ-1-2-3
2.1.6	単位施工単価	Ⅱ-1-2-3
2.1.7	物価資料の掲載価格の取扱い	Ⅱ-1-2-4
2.1.8	製造業者又は専門工事業者の見積価格等	Ⅱ-1-2-4
2.1.9	改修工事の取扱い	Ⅱ-1-2-5
2.1.10	工事量が僅少等の取扱い	Ⅱ-1-2-10

# 第 1 章 総則

## 1.1 総則

### 1.1.1 基本的事項

施設工事標準単価積算基準(営繕編)（以下「単価基準」という。）は、施設工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。

### 1.1.2 単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については次による。

#### (1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

#### (2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、専門工事業者等の諸経費等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。

##### ① 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

##### ② 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

##### ③ 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

##### ④ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

## ⑤ 専門工事業者等の諸経費

専門工事業者等の諸経費は、専門工事業者等の現場管理費及び一般管理費等であり、表2による。

専門工事業者等の諸経費は、材料、労務、機械器具の各要素に対して率を乗じ、その合計により算定する。

## (3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づく、単位施工当たりの価格であり、材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成される。

物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。

## (4) 単位施工単価

単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりに必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下「ベース単価」という。）は、(2) 複合単価の算定方法により算定する。

それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下「シフト単価」という。）は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基づき、次に示すとおり調整して算定する。

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とする。シフト単価は物価資料の掲載価格等によること

を基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができる。

(5) 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、専門工事業者等の諸経費を考慮のうえ、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考として定める。

1.1.3 歩掛り

複合単価、単位施工単価の算定に用いる歩掛りの構成については次による。複合単価については、第2編～第4編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

(2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

(4) 専門工事業者等の諸経費（標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の表中においては、「諸経費」という。）

専門工事業者等の諸経費の率は、表3によることを基本とする。

## 1.1.4 単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、第2編～第5編によるほか次による。

- (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
- (2) 市場単価において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類似の市場単価を適切に補正してその単価を算出することができる。
- (3) 単位施工単価において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類似の単位施工単価を適切に補正してその単価を算出することができる。
- (4) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。
- (5) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (6) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (7) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。
- (8) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する見積書の構成及び見積りの内容は、「公共建築工事見積標準書式」によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。

表 2 製造業者・専門工事業者の諸経費

<p>現場管理費</p>	<p>工事施工に当たり現場で必要とする費用及び現場労働者に係る費用であり、その内容は以下のとおりとする。</p> <p>労務管理費（安全、衛生に要する費用を含む）、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費（法定の雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額）、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、小器材の損耗費その他の現場管理に要する費用</p>
<p>一般管理費等</p>	<p>本店及び支店の従業員に係る費用並びに会社の継続運営に必要な費用であり、その内容は以下のとおりとする。</p> <p>役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益</p>

表3 専門工事業者等の諸経費の率

率を乗ずる歩掛りの対象	率	備考
労務費（労）※	42～52%	
材料費、消耗材料費等（労以外）※	9～13%	

※標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の歩掛りの表中において、（労）、（労以外）の略称により、率を乗ずる歩掛りの区分を示す。標準歩掛り、単位施工単価のベース単価と類似の材料等を用いる場合においては、表中の「率を乗ずる歩掛りの区分」に準じて率を乗ずる。

## 第2章 総則の運用

## 2.1 単価、価格等

### 2.1.1 単価及び価格に関する数値の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下の通りとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

#### (1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価、単位施工単価等

- ① 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。
- ② ①の端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。
- ③ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。
- ④ ①の処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

#### (2) 標準歩掛り等（市場単価及び単位施工単価の補正含む）に基づく単価

- ① 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。
- ② 単価算定時における金額（数量×単価）は、小数点以下第2位までとする。
- ③ 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。
- ④ 2.1.5(2)における補正、2.1.6(1)における調整、(3)における補正、2.1.9(2)におけるシフト単価の割増しに使用する率は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位とする。

#### (3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

#### (4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

- ① 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

- ② 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし一円未満切捨てとする。
- ③ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

### 2.1.2 材料価格等

1.1.2(1)に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。

### 2.1.3 歩掛り

単価の算定に用いる歩掛りは、1.1.3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、国土交通省大臣官房営繕部制定の「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」並びに市場単価及び単位施工単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。

### 2.1.4 専門工事業者等の諸経費の率

- (1) 専門工事業者等の諸経費の率は中間値を標準とし、適切に定める。
- (2) 歩掛りによらず計上する労務単価については、原則として、専門工事業者等の諸経費の労務費の率を乗ずる。
- (3) 歩掛りの表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業者等の諸経費の率の取扱いは、以下による。
  - ① 建築新営工事における鉄筋及びコンクリートについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。
  - ② 機械設備工事における空気調和機器※1、衛生器具及び衛生設備機器※2については、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。

※1 ボイラー、冷凍機、冷却塔、空気調和機、空気清浄装置、全熱交換器、ポンプ類、送風機、タンク類、ヘッダー等

※2 ボイラー、温水発生機、タンク類、ポンプ類、厨房器具、湯沸器類等
- ③ 共通仮設費に積上げとなるクレーンについては、原則として、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とする。
- ④ なお、専門工事業者等の諸経費の率の対象外とした材料費、消耗材料費等であっても、工事量が少量・僅少の場合や地域の実状等から、専門工事業者等の諸経費を計上することが妥当と判断できる場合は、

専門工事業者等の諸経費の率を乗ずることができる。

### 2.1.5 市場単価

- (1) 1.1.2(3)の規格・仕様が単価基準各編記載の細目工種の摘要と一部異なるため、単価（以下「補正市場単価」という。）を設定する細目工種については、各章による。
- (2) 補正市場単価を算出するための補正方法については、公共建築工事積算基準等資料 附表1による。

### 2.1.6 単位施工単価

- (1) 工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合は次式により、その単価を調整して算定する。

$$\text{工事場所のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}$$

- (2) 1.1.2(4)の規格・仕様が物価資料に掲載されているものと一部異なるため、単価（以下「補正単位施工単価」という。）を設定する細目工種については、各章による。
- (3) 補正単位施工単価を算出するための補正方法については、公共建築工事積算基準等資料 附表2による。

## 2.1.7 物価資料の掲載価格の取扱い

- (1) 1.1.2による単価及び価格の算定において材料価格等、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。
- (2) 市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。
- (3) 単位施工単価のうちシフト単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。

## 2.1.8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

## (1) 見積価格

1.1.2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

## (2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項

見積書は紙(ファクシミリ含む)又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載(手書きメモ等)する。

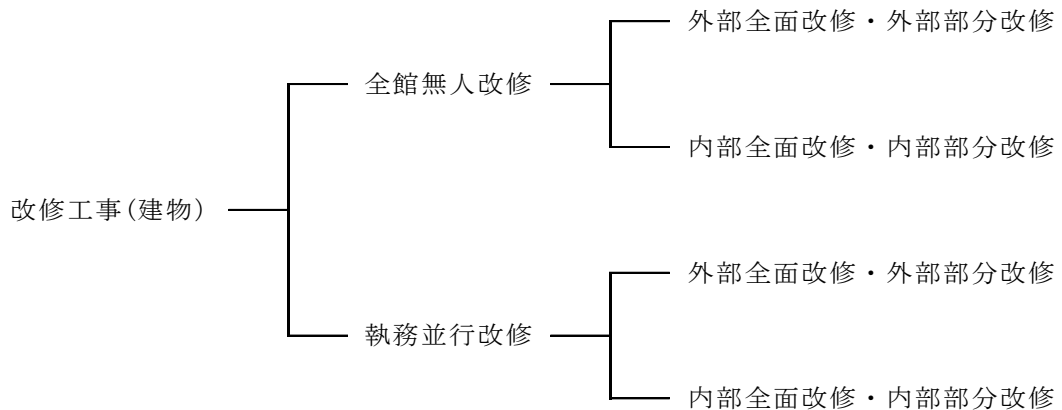
なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。(担当者印の代替としての直筆署名は不要)

2.1.9 改修工事の取扱い

(1) 改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

① 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



② 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

イ. 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

ロ. 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

③ 部位・方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。

イ. 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

ロ. 外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

ハ. 内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。

ニ．内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。

間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り付け周辺部分の改修をいう。

(2) 改修工事における労務の所要量の割増し、単価の補正

① 全館無人改修の場合は、第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた複合単価、市場単価、補正市場単価、単位施工単価、補正単位施工単価のほか参考歩掛り等を使用する。改修を理由とした労務の所要量の割増し、単価の補正は行わない。

② 執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工を行う事を前提として、表A-1、表E-1及び表M-1のとおり、工種に応じて、複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価については、労務の所要量の割増しを行い、市場単価及び補正市場単価は改修補正率を乗ずる。

著しく作業効率が悪い場合においては、表A-1、表E-1及び表M-1によらず、実状を考慮して、労務の所要量の割増し、単価の補正を行う。

単位施工単価については、ベース単価は複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務の所要量の割増しを行う。シフト単価については、物価資料の掲載価格をもとに以下の式により算定する。

[工事場所が物価資料の掲載都市の場合]

$$\text{改修割増し後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務単価を用い、労務の所定量を割増しの上、算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様工事場所の都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様工事場所の都市のベース単価}}$$

[工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合]

$$\text{改修割増し後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務単価を用い、労務の所定量を割増しの上、算定したベース単価}}{\frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}}$$

表 A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工 種	複合単価、単位施工単価、 補正単位施工単価の 労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の 改修補正率		備考
仮設	—	—	—	
土工	—	—	—	
地業	—	—	—	
鉄筋	—	—	—	
コンクリート	—	—	—	
型枠	—	—	—	
鉄骨	—	—	—	
既製コンクリート	1.5%増し	—	—	
防水	1.5%増し	防水	1.07	
		防水(シーリング)	1.13	
石	1.5%増し	—	—	
タイル	1.5%増し	—	—	
木工	1.5%増し	—	—	
屋根及びびとい	1.5%増し	—	—	
金属	1.5%増し	金属	1.08	
左官(仕上塗材仕上)	—	—	—	
左官(仕上塗材仕上以外)	1.5%増し	左官(仕上塗材仕上以外)	1.14	
建具	1.5%増し	建具(ガラス)	1.09	
	—	建具(シーリング)	1.14	
塗装(改修標準仕様)	1.5%増し	塗装(改修標準仕様)	1.14	
内外装	1.5%増し	内外装	1.11	
		内外装(ビニル床材)	1.08	
仕上げエント	1.5%増し	—	—	
排水	—	—	—	
構内舗装	—	—	—	
植栽	—	—	—	
仮設(改修)	—	—	—	
撤去	—	—	—	
外壁改修	—	—	—	
とりこわし	—	—	—	

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す

表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工 種	複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価の労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率		備考
配管工事	20%増し	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.18	
		ケーブルラック	1.14	
		位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.17	
		プルボックス	1.12	
		プルボックス用接地端子	1	
		防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.13	
		防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05	
		(電動機その他接続材工事)	1.14	
		金属製可とう電線管		
配線工事	20%増し	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.16	
接地工事(屋内)	20%増し	—	—	
接地工事(屋外)	—	(接地極工事)	—	
		銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	—	
塗装工事	20%増し	—	—	
機器搬入	20%増し	—	—	
電灯設備	20%増し	—	—	
動力設備	20%増し	—	—	
雷保護設備	20%増し	—	—	
受変電設備	20%増し	—	—	
電力貯蔵設備	20%増し	—	—	
架空線路	—	—	—	
地中線路	—	—	—	
構内交換設備	20%増し	—	—	
情報表示・拡声設備	20%増し	—	—	
誘導支援設備	20%増し	—	—	
テレビ共同受信設備	20%増し	—	—	
監視カメラ設備	20%増し	—	—	
火災報知設備	20%増し	—	—	
撤去(再使用しない)	—	—	—	
撤去(再使用する)	—	—	—	
再取付け	20%増し	—	—	

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す

屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工 種	複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価の労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率		備考
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	20%増し	—	—	屋上及び外壁施工含む
配管工事 (屋外・共同溝)	—	—	—	
配管工事(地中)	—	—	—	
配管附属品	20%増し	—	—	
保温工事	20%増し	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	20%増し	—	—	
機器搬入	20%増し	—	—	
総合調整	20%増し	—	—	
土工事	—	—	—	
コンクリート工事	20%増し	—	—	屋内基礎等
機器類の取付	20%増し	—	—	
ダクト設備	20%増し	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.14	
ダクト附属品	20%増し	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.2	
自動制御設備	20%増し	—	—	歩掛による場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	20%増し	取付手間のみ	1.2	
桝類	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	20%増し	—	—	歩掛による場合
配管分岐・切断	20%増し	—	—	
機器搬出	20%増し	—	—	
はつり工事	20%増し	—	—	
ダクト端部閉塞	20%増し	—	—	
インポート改修	—	—	—	
撤去(再使用する)	—	—	—	
撤去(再使用しない)	—	—	—	
再取付け	20%増し	—	—	

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す

屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない

## (3) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にすることは、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

- ① 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。
- ② 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
- ③ 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃片付け、足場等が設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
- ④ 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

## 2.1.10 工事量が僅少等の取扱い

工事量が僅少の場合の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

## 第 2 編 建築工事

第2編 建築工事

第1章 新営工事

第2章 改修工事

# 第 1 章 新営工事

第1章 新営工事

1. 本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（令和8年版）」第2編 建築工事 第1章 新営工事 によるものとする。

## 第 2 章 改修工事

第2章 改修工事

1. 本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（令和8年版）」第2編 建築工事 第2章 改修工事 によるものとする。

## 第 3 編 電気設備工事

第3編 電気設備工事

第1章 新営工事

第2章 改修工事

# 第 1 章 新営工事

第1章 新営工事

1. 本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（令和8年版）」第3編 電気設備工事 第1章 新営工事 によるものとする。

## 第 2 章 改修工事

## 第2章 改修工事

1. 本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（令和8年版）」第3編 電気設備工事 第2章 改修工事 によるものとする。

## 第 4 編 機械設備工事

第4編 機械設備工事

第1章 新営工事

第2章 改修工事

# 第 1 章 新営工事

第1章 新営工事

1. 本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（令和8年版）」第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 によるものとする。

## 第 2 章 改修工事

## 第2章 改修工事

1. 本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（令和8年版）」第4編 機械設備工事 第2章 改修工事 によるものとする。

## 第 5 編 昇降機設備工事

第5編 昇降機設備工事

第1章 新営工事

第2章 改修工事

# 第 1 章 新営工事

第1章 新営工事

1. 本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（令和8年版）」第5編 昇降機設備工事 第1章 新営工事によるものとする。

## 第 2 章 改修工事

## 第2章 改修工事

1. 本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（令和8年版）」第5編 昇降機設備工事 第2章 改修工事によるものとする。